

3 1) 品目名：フライアッシュ入りプレキャストコンクリート製品

【前提条件】

能代火力発電所より発生する石炭灰を利用して製造されるフライアッシュ(JIS A 6201 II種)を用いたプレキャストコンクリート製品を対象とする。

ただし、これまで本県においてフライアッシュ入りプレキャストコンクリート製品の使用実績が少ないことから当面は、不慮の事故発生時の交換等の対応が可能な製品とする。

| 項 目 | 基 準 の 内 容 |
|-----------|---|
| 安全性に関する基準 | <p>1 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。</p> <p>2 製品が、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環告第46号）に掲げる物質のうち以下の物質について、当該基準に適合していること。</p> <p>(1) カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、セレン、ほう素及びふっ素</p> <p>(2) その他溶出するおそれのある物質がある場合は、その物質</p> |
| 規格に関する基準 | <p>1 使用するフライアッシュは、「秋田県フライアッシュ混合プレキャストコンクリート製品使用基準」（平成24年9月秋田県建設部）に適合していること。</p> <p>2 無筋コンクリート製品は、JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品）に準じていること。</p> <p>3 鉄筋コンクリート製品は、JIS A 5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品）に準じていること。</p> <p>4 無筋・鉄筋コンクリート製品については、JIS A 1148（コンクリートの凍結融解試験方法）のA法により耐凍害性を確認していること。</p> <p>ただし、加圧・振動締固めによる即時脱型方式で製造された製品であって、上記試験を行わない場合であっても合理的な理由が明確に示される場合は、この限りでない。</p> |
| 循環資源の配合率 | <p>フライアッシュの混合率は、セメントとフライアッシュの合計質量に対してフライアッシュ質量を原則として10%以上20%以下とする。</p> <p>ただし、上記配合率に当てはまらない場合であっても合理的な理由が明確に示される場合は、この限りでない。</p> |

平成24年9月28日制定

平成28年8月17日改定（前提条件に関するただし書きの一部修正）